平成17年11月6日(日)、川越市内の国民年金健康保養センター「むさしの」にて「第12回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。

今回の協議会では、調節池の役割としくみについて事務局から説明を行った後、太郎右衛門地区の自然再生の方向性についてワークショップ形式で4グループに分かれて討議しました。

【主な議事内容】

太郎右衛門地区自然再生事業についての視点

荒川太郎右衛門地区自然再生事業について荒川上流河川事務所長より、冒頭挨拶の中で次のような提言がありました。

- 1. 継続性
 - ・過去から未来に向けた継続性
 - ・合意形成に向けた議論の継続性
- 2. 先進性
 - ・自然再生推進法に基づく第一号協議会
 - ・自然環境と社会環境の調和
- 3.環境保全と社会の調和
 - ・「沈黙の春」(レイチェル・カーソン著)
 - ・地球環境サミット(1992年)
- 4. 公共性
 - ·空間利用、資金面

以上、4つの視点を念頭に置いて議論を進めていくことをお願いしたい。

新規委員の紹介

前回の協議会で承認された新規委員4名の紹介を行いました。

調節池の役割としくみについて

荒川第一調節池や利根川の調節池の事例を挙げて、調節池の役割としくみ、その効果について事務局より説明を行い、グループ毎に質疑応答を行いました。

太郎右衛門地区の自然再生の方向性について

太郎右衛門地区の調節池計画について止水環境・掘削有、止水環境・掘削無、止水+流水環境案の3案を事務局より提案しました。この3案についてグループ毎にワークショップを行いました。ワークショップ後、全体討議を行いました。主な意見は以下のとおりです。

1)ワークショップ

第3案が良い。流水環境を有するため、自然再生の可能性が増える。

現在の釣り利用者にも配慮が必要である。

地元の方々の生活基盤を崩すことがないように地元の人の意見を十分に考慮すべきである。

また、維持管理計画を地元の了解を得ながら作る必要がある。

太郎右衛門地区だけで考えるのではなく、上下流を含めて計画を進めていく必要がある。

自然再生事業の社会的な影響を考慮し、共存できる計画とすることが望ましい。

第3案(止水+流水環境案)はかなり地形が変化するので、近年確認されている67種が どうなるかを検証するデータを示して欲しい。

第1、2案では河川敷で農業を行うには水が足りないのではないだろうか。

事業を実施することによる自然への負担は避けられないと思う。

流水環境は必要であるので3案をベースとすればよいと思う。

ただし、掘削形状、深さ等は今後の課題である。

旧流路に流す流量は荒川の自流(利根川からの導水を除いた分)10m³/s程度が適当ではないか。

掘削には賛成だが、三ツ又沼を含めた全体で一つの再生地と考えなければならない。 囲繞提に用いる土は掘削によってまかなうべきだと思う。

今回の資料では具体的なデータや評価が不足していて、結論が出せなかった。

旧流路に水を流せば自然が生まれると考えてよいのか。

その根拠データが不足している。環境の変化を検討する必要がある。

江川の問題と周りへの影響を考える必要がある。

2)全体討議

今回の議論は全体構想を作るためのものである。実施計画で検討すべき事とは 区分すべきで、詳細データを揃えながら検討していると全体構想自体がまとまらなくな る。

スコーピングの手続きを踏んで、自然再生の方向性を検討していくべきである。

個別種だけでなく、河川敷の生態系を捉えるため、生態系上位種が生息できる量を 調査、検討していくべきである。

まとめ

最後に、副会長並びに荒川上流河川事務所長より次のようにまとめの言葉がありました。 第3案が中心であるが、疑問、課題も残されているので、今回の討議を踏まえて整理 し、

第3案をベースに第4案、第5案へと発展させていけばよいと思われる。

次回の協議会では出来る限りのデータを示し、皆さんにより理解して頂けるようにしたい。

第3案にこだわらず、そのバリエーションも考えていきたい。